

チェックシート【誘導施設】【記入例】

【届出内容に関するチェックリスト】

該当する項目に☑チェックし、必要事項を記入してください。

項目	チェック内容	市
1 行為の種類	☒ 開発行為 ☐ 建築等行為(☐ 新築 ☐ 改築 ☐ 用途変更) ☒ 届出内容の変更 該当するものに✓を入れてください 変更内容(建築面積・配置の変更等) ☐ 休止・廃止	☐
2 誘導区域	☐ 都市機能誘導区域外 ☒ 都市機能誘導区域内(区域名称: 倉敷駅周辺地区)	☐
3 建築物の用途	届出対象の建物用途 医療施設 ☐ 地域医療支援病院 ☐ 特定機能病院 ☐ 病院(☐ 病床数:100床以上200床未満 ☐ 病床数:200床以上) 介護・福祉施設 ☐ 総合保健福祉センター※ ☐ 保健福祉センター※ ☐ 障害者支援センター ☐ 老人福祉センター※ 子育て支援施設 ☐ 子育て支援センター※ ☐ 乳幼児一時預かりサービス施設 ☐一時保育:児童福祉法第6条の3第7項に規定する事業を行う施設 ☐休日保育:児童福祉法第6条の3第7項に規定する事業を行う施設 ☐病児保育:児童福祉法第6条の3第13項に規定する事業を行う施設 ☐ 子育て世代包括支援センター 商業施設 ☐ 百貨店・複合型大規模商業施設 (☐ 店舗面積:20,000 m ² 以上) ☐ 大規模集客施設 (☐ 店舗面積:10,000 m ² 以上) ☐ スーパーマーケット 店舗面積 ☐500m²以上 ☐3000m²以上 ☐5000m²以上 【都市機能誘導区域名称: 倉敷駅周辺地区 地区】 金融施設 ☐ 銀行 ☐ 信用金庫 ☐ JA バンク ☐ 郵便局 教育施設 ☐ 大学・大学院・短期大学※ ☐ 専門学校※ 交流施設 ☐ コンベンション施設 ☐ 観光交流センター ☐ 博物館・博物類似施設・美術館 ☐ 市民交流施設 ☐ 文化施設 ☐ 屋内スポーツ施設・健康増進施設 ☐ 図書館※ ※小規模のサテライト施設を含みます。	☐
	☐ 上記の施設のいずれにも該当しない	届出 不要

チェックシート【誘導施設】【記入例】

【届出書類に関するチェックリスト】

行為の種類により様式が違いますのでご注意ください

届出行為の種類	届出様式	チェック項目
☒ 1 開発行為	様式 4	☒ 部数（正本・副本の合計 2 部） ☒ 届出日は行為の着手の 30 日前
☐ 2 建築等行為	様式 5	
☐ 3 届出内容の変更	様式 6	
☐ 4 休止・廃止	様式 7	

届出行為の種類				添付書類
1	2	3	4	※添付図面は、開発許可申請又は、建築確認申請等で使用するものを添付してください。
☒	☐	(☐)	-	1 位置図（案内図）（住宅地図又は都市計画図） ☒ 縮尺(1/1000 以上) ☒ 方位 ☒ 当該行為場所を着色
☒	☐	(☐)	-	2 土地利用計画図又は配置図 ☒ 縮尺 (1/100 以上) ☒ 方位 ☒ 道路境界線及び隣地境界線 ☒ 敷地が接する道路の位置、幅員 ☒ 建築物等の位置
☒	☐	(☐)	-	3 各階平面図 ☒ 縮尺(1/50 以上) ☒ 間取 ☒ 各室の用途 ☒ 各階の床面積が算定できる寸法の明記
☒	☐	(☐)	-	4 立面図（2 面以上） ☒ 縮尺(1/50 以上)
☒	☐	(☐)	(☐)	5 その他 ☒ 必要と認める図書（ 求積図 ）
☒	-	(☐)	-	6 開発行為の該当確認 ☒ 下記事項を確認した。

開発行為の該当確認 ※届出行為が「開発行為」の場合、内容を確認し□欄にチェック☑してください。）

☒ 「都市計画法に基づく開発許可申請の手引き 令和 7 年 4 月 岡山県土木部都市局建築指導課 他」における開発行為にあたることを確認した。

都市計画法に基づく開発許可申請の手引き（該当 P. 1-9～P. 1-12）

URL: <https://www.city.kurashiki.okayama.jp/cityinfo/city-plan/1011790/1005916/1005929.html>

★注意★

「開発許可が必要 = 開発行為」ではありません。開発許可が不要（例：市街化区域 1,000m² 未満）でも、開発行為に該当する場合は届出が必要となります。

上記の『開発行為』は、以下の区画、形、質いずれかの変更を含む行為を指します。

☐	<u>区画の変更</u> 例) 水路、道路等を付替える。 区画とは、道路、河川、水路等によって区分された一団の土地をいい、区画の変更とは、道路、河川、水路など公共施設の新設、付替又は廃止により、一団の土地利用形態を物理的に変更することをいいます。 なお、単なる分合筆等の権利区画だけの変更はこれに該当しません。
☒	<u>形の変更</u> 例) 盛土などを行う。 形の変更とは、切土、盛土を行う造成行為を指し、以下のいずれかに該当するものをいいます。 a. 敷地地盤高を変更する場合で、その変更高が 30 cmを超えるもの b. 擁壁によりのり起しをする場合で、擁壁高（既設擁壁に新たな擁壁を嵩上げする場合は、その両方の合計高）が 1 mを超えるもの
☐	<u>質の変更</u> 例) 農地を宅地にする。 質の変更とは、宅地以外の土地を宅地又は特定工作物の用に供する土地とする行為をいいます。
☐	上記のいずれにも該当しない ⇒提出は不要です。

